



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



## ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



### ★「鳥獣保護法」から「鳥獣保護管理法」へ(環境省より)

鳥獣保護法は、日本に生息する700種類以上の哺乳類・鳥類について、その保護と狩猟の適正化について定めた法律です。近年、全国的にシカやイノシシなどの一部の鳥獣が急増し、各地で深刻な被害をもたらしています。一方、狩猟者が減少・高齢化し、捕獲の担い手不足が問題となっています。このため、鳥獣保護法が大きく改正され、鳥獣の捕獲を促進するための新たな措置が導入されるなど、一部の鳥獣について積極的な管理を行う、「鳥獣保護管理法」となりました。( <http://www.env.go.jp/nature/choiu/index.html> )

### ★地域の自然や名勝地を守る新法が成立(参議院より)

国立公園や名勝地などを地方自治体が区域指定して、保全費用を入域料として徴収できる仕組みを定めた「自然資産区域法」が、6月18日の参議院本会議で可決、成立しました。入域料については、山梨・静岡の両県が富士山の「保全協力金」を登山者に任意で支払ってもらう仕組みが始まっています。

( <http://www.sangiin.go.jp/japanese/ijoho1/kousei/gian/186/meisai/m18605186031.htm> )

### ★2014年度夏季の電力需給見通しについて(経済産業省より)

2014年度夏季の電力需給は、東西融通を行わない場合、中部及び西日本全体の予備率は2.7%となります。電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%を下回る見込みのため、電力需給は非常に厳しい見通しです。特に関西電力管内は1.8%、九州電力管内は1.3%と、特に厳しい見通しです。( [http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/140516/140516\\_01b.pdf](http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/140516/140516_01b.pdf) )



## 東京オリンピック・パラリンピックの環境配慮推進

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会において、東京大会自身の環境負荷の低減と、大会を契機とした東京都市圏を含む我が国の環境配慮の推進に向け、環境省が主体となり、取り組む事項をとりまとめました。

### 背景

前回の第18回東京大会が開催された1964年頃は、戦後復興から高度経済成長を迎える一方で、緑地の開発や干潟の埋め立てなどにより、自然的空間が急速に失われ、大気汚染や水質汚濁が深刻化した時代でした。

2020年に開催される第32回東京大会は、今後多くの国が直面する、人口減少・高齢化が本格的に進展する社会における大会となります。また、2020年は、温室効果ガスの削減目標年および生物多様性に係る愛知目標の目標年になっています。

公害や気候変動、自然破壊等の解決のためには、単に技術やインフラを導入するだけでなく、社会の仕組みや価値観の変化を含めた「循環共生型社会」の取り組みが必要です。

第32回東京大会を契機として、こうした取り組みを大会自身に盛り込んでいくだけでなく、大会が開催される東京を中心とした都市圏において盛り込み、これを内外に波及させていくことが、求められています。

### 取り組み事項

1. 低炭素化の推進
  - (1) 大会の低炭素化
  - (2) 東京都市圏の低炭素化
2. ヒートアイランド対策の推進、良好な大気・水環境の実現
  - (1) 大会会場及び東京都市圏におけるヒートアイランド対策
  - (2) 熱中症対策
  - (3) 大気汚染対策
  - (4) 東京湾等の水質改善
3. リデュース・リユース・リサイクル（3R）の徹底
  - (1) 大会関連施設における3Rの徹底
  - (2) 東京都市圏における3Rの徹底
4. 情報発信・おもてなし等
  - (1) 我が国の環境技術等の情報発信
  - (2) 東日本大震災から復興した姿の発信
  - (3) 日本の優れた自然の紹介と活用等
  - (4) 東京大会を契機とした普及啓発の強化等

出典：環境省「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について（お知らせ）」  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18532>

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



## Water Project「今こそ考えよう。みんなの水と未来。」

### Water Projectの発足

環境省は、「水循環基本法」(以下、同法)の趣旨を踏まえ、健全な水循環、水資源の重要性の理解や、同法、「水の日」について、広く国民に向けて啓発することで、国民共有の財産である水資源を保全し、その恵沢を将来にわたって享受していくことを目的とした新しいプロジェクトを発足しました。

本プロジェクトは、同法において定められた、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務や連携を図り、将来にわたって水資源の保全に取り組むものです。国、地方公共団体、民間事業者は、水資源の保全活動を推進するとともに、国民に向けて、こうした活動や水資源の重要性について、必要な情報を提供していきます。

### 「知って・考えて・使おう」3つのアクション

本プロジェクトは下記の3つのアクションを呼びかけています。

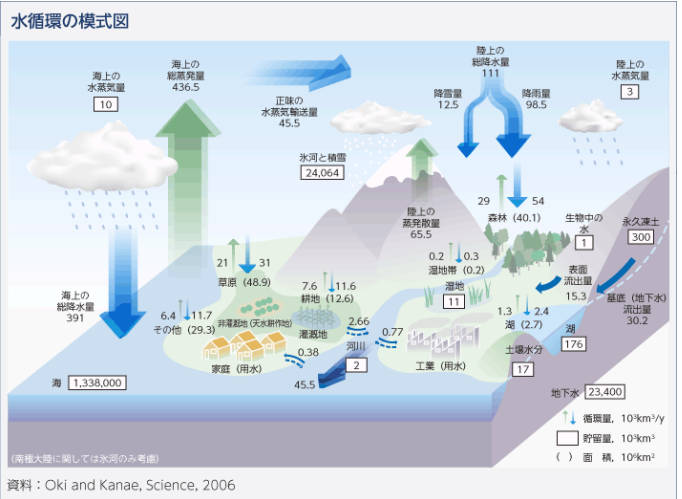
#### [3つのアクション]

○「みんなの水」について【知ろう!】  
水循環の仕組みやそれに関わる様々な水資源の保全活動などについて、知ってみよう。

○「みんなの水」について【考えよう!】  
1年後、10年後、100年後の「みんなの水」について、何が必要か、何が出来るか、考えてみよう。

○少し意識を変えて大切に【使おう!】  
知って、考えて、それぞれが思う「みんなの水」を、昨日より少しだけ意識を変えて大切に使っていこう。

この「知って・考えて・使おう」をテーマに、国、地方公共団体、民間事業者、国民がそれぞれ、水資源の重要性や水環境の保全への理解を深め、さらに日本水を世界に向けて発信し、日本ブランドとしていくのが、「Water Project」です。



出典：環境省 「Water Project」  
<https://www.eeel.go.jp/water-project/>  
環境省 「平成25年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」  
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h25/html/hj13010205.html>

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



## 気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに損保ジャパン日本興亜  
リスクマネジメントが作成)

### ISO20121

イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム（Event Sustainability Management System：ESMS）の国際規格として、ISO 20121が2012年6月15日に発行されました。2012年のロンドンオリンピックでは、本規格が適用され、計画の当初から、持続可能性を基本に据え、経済性だけでなく、環境や社会に配慮した「レガシー（イベントの後に残される結果）」を強く意識した運営が行われ、高い評価を得ました。

東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が、招致活動に当たってIOC（国際オリンピック委員会）に提出した立候補ファイルにおいても、本規格の適用が明記されており、今後の具体的な動向に注目が集まっています。

### 紛争鉱物

紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国とその周辺国で、不正に産出されるスズ等の鉱物資源のことです。1996年以来、国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国の武装集団の資金源を絶つことを目指し、2010年7月に、米国で金融規制改革法が成立しました。金融規制改革法の第1502条では、米国に上場している企業に対し、コンゴ民主共和国及び周辺国産の紛争鉱物の使用状況について、SEC（米証券取引委員会）へ報告することが義務づけられました。SECへの報告義務を果たすため、多くの企業が、サプライチェーンの調査を行っています。

### クリーンコールテクノロジー

クリーンコールテクノロジーとは、環境低負荷型の石炭利用技術の総称です。石炭は、化石燃料の中で最も資源量が多く、安価な資源であることから、世界的にみて今後も重要なエネルギー源になると見込まれています。その一方で、SOx、NOx、ばいじん等の大気汚染物質の排出量が多く、温室効果ガスであるCO2の排出量も多いエネルギー源でもあるため、これら石炭のマイナス面を総合的に解決する技術である、クリーンコールテクノロジーが注目されています。近年、地球温暖化対策の重要性に対する認識が高まり、石炭燃焼により生じる二酸化炭素の固定化や貯留の技術などを通じてゼロエミッション型の石炭火力発電所を実現する動きが広がっています。

ぶなの森ニュース

2014年9月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



## <当ファンドの主なリスクと留意点>

### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### 《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

■ **その他の費用・手数料**

◆ **監査報酬**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）**

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。